

- (3) 張芝の継ぎ目；ローカルルールひな型 F-7 を適用する。
- (4) パッティンググリーン上、あるいはフェアウェイの長さかそれ以下に刈ったジェネラルエリアの部分にあるヤーデージ用にペイントされた線や点は修理地として扱われ、規則 16.1 に基づく救済を受けることができる。ヤーデージ用のペイントがプレーヤーのスタンスにだけ障害となる場合、障害は存在しない。

**(b) 動かさない障害物**

- (1) 白線の区域と動かさない障害物がつなげられている場合、ひとつの異常なコース状態として扱われる。
- (2) U字排水溝はジェネラルエリアの一部として扱われ、ペナルティーエリアではない（例外：ペナルティーエリアとしてマーキングされている区域の中にある排水溝）。
- (3) 人工の表面を持つ道路に隣接している U字排水溝はその道路の一部として扱う。
- (4) フェアウェイに埋め込まれている残り距離表示板は、動かさない障害物とする。

**(c) 地面にくい込んだ球**

規則 16.3 は次のように修正される：バンカーの上方の積み芝の面にくい込んだ球について罰なしの救済は認められない。

**(d) パッティンググリーンに近接する動かさない障害物**

球が、ジェネラルエリアのフェアウェイの長さかそれ以下に刈った部分にある場合で、パッティンググリーンに近接する動かさない障害物（スプリンクラーヘッドなど）がプレーヤーのプレーの線上にあり、パッティンググリーンから 2 クラブレンジス以内、球からも 2 クラブレンジス以内にある場合には、ローカルルールひな型 F-5 を適用し規則 16.1 に基づいて救済を受けることができる。

**例外：**プレーヤーが明らかに不合理なプレーの線を選ぶ場合、このローカルルールに基づく救済はない。

**3. 不可分な物**

次のものは不可分な物であり、罰なしの救済は認められない：

- (a) 所定の場所にあるバンカーライナー（砂止めのシートやネット）
- (b) 樹木や他の常設物に密着させてあるワイヤ、ケーブル、巻物、その他の物

**4. クラブと球**

- (a) 適合ドライバーヘッドリスト：ローカルルールひな型 G-1 を適用する。

このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰：失格

- (b) 溝とパンチマークの仕様：ローカルルールひな型 G-2 を適用する。

ストロークを行う時、プレーヤーは 2010 年 1 月 1 日に施行された用具規制の溝とパンチマークの仕様に適合するクラブを使わなければならない。

このローカルルールに違反したクラブでストロークを行った罰：失格

- (c) 適合球リスト：ローカルルールひな型 G-3 を適用する。

このローカルルールの違反の罰：失格

注：適合クラブと球の更新されたリストは [www.jga.or.jp](http://www.jga.or.jp) あるいは [www.randa.org](http://www.randa.org) で閲覧できる。